平成２９年（フ）第２３号
山口県防府市南松崎町４番23号、住民票上の住所山口県防府市八王子２丁目11番20―1101号　サンシティ八王子
債務者　田村　和規
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
名古屋市千種区内山１丁目５番28号　第二川島ビル401号
債務者　本田　早苗
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１９号
愛知県あま市新居屋又屋敷70番地
債務者　飯田　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５７号
名古屋市名東区猪子石１丁目2807番地の４
債務者　安藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８６号
愛知県瀬戸市原山台２丁目８番308号
債務者　稲垣　京子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３９号
福岡県太宰府市国分２丁目17番３号　ハイム松島103号
債務者　中西　正次
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４４号
福岡市早良区原６丁目24番32号
債務者　大江　則次
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５８号
福岡市博多区美野島４丁目１番22―712号
債務者　和田　聡美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７７号
福岡市東区多の津５丁目26番17号
債務者　蔵田　浩
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８３号
福岡市西区小戸１丁目40番８―105号
債務者　成光　正幸
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８９号
福岡市西区豊浜１丁目５番５号
債務者　江藤　芳人
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６０３号
福岡県福津市花見が浜１－５－１　福間病院内、住民票上の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿749番地　グリーンエル204号
債務者　坂口　葉子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原２丁目18番９号
債務者　岩瀬まどか
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２０号
福岡市西区内浜２丁目36番６―202号
債務者　桝崎　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３号
福岡県柳川市佃町50番地10
債務者　冨安麻衣子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート２棟26号
債務者　樫村　　哲
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８８号
茨城県東茨城郡城里町大字下青山29番地の１（コーポ青山Ａ棟201号室）
債務者　石井美穂子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９３号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４丁目９番19号（ドリームハイツＤ－Ｂ）
債務者　深作　綾子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
水戸地方裁判所